

平成 21 年 8 月 7 日

財務大臣 与 謝 野 馨 殿

関税・外国為替等審議会会長

吉 野 直 行

印

答 申 書

平成 21 年 8 月 7 日付財関第 859 号をもって諮問の
あった報復関税の課税について、本審議会の意見を下
記のとおり答申する。

記

関税定率法第 6 条第 1 項の規定に基づきアメリカ
合衆国におけるバード修正条項に対して報復関税を
課することについては、諮問どおりに行うことが適当
であると認める。